

定款

一般社団法人中南大学校友会

一般社団法人中南大学校友会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人中南大学校友会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本に滞在している中南大学同窓会の交流、親睦の場となり、同時に国立中南大学（以下、中南大学という）を宣伝し、中南大学の国際交流を促進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 同窓会名簿の作成及び管理
- (2) 社員を対象とした各種会合、催事の企画立案及び運営
- (3) 母校との連携と支援
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(社員の条件及び入社)

第5条 社員の条件は以下のとおりとし、当法人の目的に賛同し入社したものを社員とする。

- (1) 中南大学の卒業生、或いは中南大学で仕事、留学、研修したことのある人。
- (2) 学業、仕事或いは生活の中心は日本を主とすること。
- (3) 本会の規約を守り、中南大学の名誉を維持すること。

3 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 当法人は社員に対して会費を徴収しない。

2 運用資金は、社員及びこの会の趣旨や目的に賛同する方の寄付で賄う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して预告をするものとする。

(除名)

第8条 社員がいずれかに該当するに至ったときには社員総会の一般法人法第49条第2項の決議によって該当社員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は全ての社員をもって構成し、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会とし、定期社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置き、社員の中から選任する。

(1) 理事 3名以上

(2)監事 1人以上

2 理事のうち1名は代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定することができる。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、内部規定、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、内部規定、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成するほか、理事会に出席して必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 挿欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、当法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は心身の故障等特別の事情がある場合には、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、

免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成し、3ヶ月に一回以上開催することとする。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集し、会長、副会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会の規則で定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとす

る。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第44条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都江東区東雲一丁目5番18-205号

設立時社員 李 妍蓉

住所 京都府京都市右京区西院寿町19番地22

設立時社員 中文 碩雄

住所 埼玉県川口市芝一丁目8番12号

設立時社員 曾 煊

住所 神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町796番地3 コーポ新丸子302

設立時社員 聶 运中

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

住所 東京都江東区東雲一丁目5番18-205号

設立時理事 李 妍蓉

住所 京都府京都市右京区西院寿町19番地22

設立時社員 中文 礫雄

住所 埼玉県川口市芝一丁目8番12号

設立時理事 曾 煁

住所 神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町796番地3 コーポ新丸子302

設立時監事 聶 运中

(設立時の代表理事)

第46条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所 東京都江東区東雲一丁目5番18-205号

設立時代表理事 李 妍蓉

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人中南大学校友会設立のため、下記設立時社員を代理して 司法書士法人中央ライズアクロス 代表社員 高橋 圭は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和6年3月1日

設立時社員 李 妍蓉

設立時社員 曾 煁

設立時社員 中文 礫雄

設立時社員 聂 运中

上記代理人 司法書士法人中央ライズアクロス 代表社員 高橋 圭